

令和5年5月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年5月19日(金)

開会 午前9時33分

閉会 午前10時17分

2. 開催場所 鳥栖市役所第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

9番 松隈 邦博 委員 10番 宮原 一美 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農用地利用集積計画について	141件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 高田 千津子 江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和5年5月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、若干1名遅れてお見えになりますけれども、一応定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号9番、〇〇〇〇委員と議席番号10番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

本日の会議書記につきましては、事務局のほう、お願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

まず初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、4筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、2筆、使用貸借権設定について1件、2筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付をされているところでございます。農地法第3条許可申請は、以上のことから許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいですかね。それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた貸出人から、経営規模の拡大を考えていた借受人への使用貸借権設定でございます。借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について3件、4筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転設定に係るものについて1件、1筆、使用貸借権設定に係るものについて2件、3筆の申請がございました。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、将来のことを考え、本家に近い申請地に分家住宅を建てるため農地転用を申請されたものです。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、南側水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書が添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地

であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

そしたら、7番〇〇でございます。担当委員として申し上げます。

5月16日に、会長と私と〇〇委員、〇推進委員、それと事務局で確認をしております。

今回の申請地は、〇〇町に所在する、〇〇町も町の中って言いますかね、そんなところの農地でございます。

申請者は、夫婦と子供2人で現在暮らしていらっしゃいますけど、今住んでいる共同住宅では手狭ということで、本家の近くに分家の住宅を建てるということで転用申請がされたものでございます。地元の区長、それから生産組合長の同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用の申請につきましては、特に問題は無いかと思われまして。

以上、担当委員からの意見でございます。

議長

はい、ありがとうございます。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。直接、この案件に関係ございませんけど、この別冊の広域図が毎回非常に小さくて、見にくうございます。また、印刷もはっきりしていないので、次回からは、一目見て分かるような広域図でありたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。次回からはもう少し大き目の、伸ばした地図の準備をお願いいたします。

ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人は建設業を営んでおりますが、工事の受注増加に伴い資材置場が不足してきたことから、申請地を資材置場とするため申請に至ったものでございます。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側水路へ放流される計画となっております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照のほどよろしく願います。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めますけれども、議案第2号、番号2の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので〇〇〇委員の退席を求めます。

(8 番委員退室)

それでは議案第 2 号、番号 2 の案件について、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

2 番委員

2 番の〇〇です。担当委員としまして、一言申し上げます。

5 月 16 日に、会長と私と〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、工事の受注が増えていること、工事現場周辺に資材置場が不足していることから、資材置場を増やすために転用申請されたものです。地元の区長、生産組合長、水利組合長から同意を得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等は無いと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたらお願いをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 2 の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8 番委員入室)

それでは次に、議案第 2 号、番号 3 の案件について、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人は建設業を営んでおりますが、工事の受注増加に伴い資材置場が不足してきたことから、申請地を資材置場とするため申請に至ったものでございます。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側の水路へ放流される計画となっております。

8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可ができることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

8番委員

8番の〇〇です。担当委員としまして、一言申し上げます。

5月16日に、会長と私と〇〇委員、それから〇推進委員、事務局で現地を確認したところでございます。

今回の申請地は、〇〇町の村中に所在する農地です。

申請者は、現在、他の会社の事務所敷地を間借りした状態で資材置場として利用をされておりますが、狭さなどから支障が出ており、今後経営の拡大に伴い資材置場がますます不足することから資材置場を増やすために転用を申請されたものです。地元の区長、生産組合長、〇〇町の場合は水利組合長からの同意も得てあります。ここの水利組合の条件として、転用のための決済金を払うという条件を付けております。これらの点から、今回の農地転用申請については、特に問題は無いと思われれます。

以上、地元の委員からの説明といたします。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について141件、328筆でございます。

議案第3号、番号1から番号141につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページから43ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により141件、328筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、43ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

43ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます。合計が50万6,447.75平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます。合計で賃借権が303件、48万1,560.75平方メートル、使用貸借権が23件、2万4,887平方メートルとなっております。総合計が326件、50万6,447.75平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきましては、設定件数は2件、地目「田」の設定面積は、1,985平

方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人132名、借人36名、渡人1名、受人1名、申請枚数は141枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めますけれども、議案第3号、番号13から番号17、番号30から番号35、番号93から番号97の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

まず、番号13から番号17の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

それでは議案第3号、番号13から番号17の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号13から番号17の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

それでは次に、番号30から番号35の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退室)

それでは議案第3号、番号30から番号35の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号30から番号35の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、番号93から番号95の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(6番委員退室)

それでは議案第3号、番号93から番号95の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号93から番号95の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

次に、番号96、番号97の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(2番委員退室)

それでは議案第3号、番号96、番号97の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号96、番号97の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(2 番委員入室)

それでは次に、議案第 3 号、番号13から番号17、番号30から番号35、番号93から番号97を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号、番号13から番号17、番号30から番号35、番号93から番号97を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第 1 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、44ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして 1 件、1 筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ただいま事務局のほうから報告をいたしました。各委員のお目通し方よろしくお願いをいたします。

それでは、その他の事項ですが、事務局のほうからお願いをいたします。

事務局

そうしましたら、本日お配りをしております資料 2、資料 3 について、御説明をいたしますので、資料の準備をお願いいたします。

令和 4 年 2 月 2 日付の農林水産省経営局長通知によりまして、農業委員会は、5 月末までに総会において推進委員等の最適化活動の点検・評価をすることになっております。この通

知に基づきまして、各農業委員・推進委員さん達に提出をしていただいております別紙様式3、今回の資料2のほうになります。こちらを使用し、農業委員会で点検・評価を行うこととなっております。

まず、資料の右下枠に、各委員さんから一年間最適化活動を実施していただき、その活動実績、成果実績につきまして自己点検・評価を記入していただいておりますところがございます。

また、資料の左下、2 農業委員会による点検・評価の欄の全体としての標語につきましては、各委員の活動日数、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に関しまして、それぞれ目標の達成状況の割合に応じて点数をつけ標語を記入しておりますので、御確認のほうをお願いいたします。

続きまして資料3、1枚のA3サイズですけど、そちらのほうをお願いいたします。

資料2と同様に令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知により農業委員会は、5月末までに総会において農業委員会の最適化活動の点検・評価をすることになっております。先ほどの点検・評価につきましては、委員さん達についての評価になりまして、こちらにつきましては農業委員会のほうの点検・評価ということになっております。

この点検・評価につきましては、別紙様式4で行うこととなっておりますので、内容について御説明をさせていただきます。

まず、1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の目標74.6%に対しまして今年度(令和4年度)末の集積面積は914haであり、実績は73.7%となりました。達成状況といたしましては、達成率は98.7%となりました。

(2)遊休農地の解消等について、目標1.2haに対しまして実績が1.3haであり、達成率は108.8%となりました。

(3)新規参入の促進の目標16.2haに対しまして実績は0でありましたので、達成率は0%となりました。

次に、2 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標、8日に対しまして、実績といたしまして8.2日となり、目標を達成することができました。

(2)活動強化月間の目標を3回としておりましたが、今年度(令和4年度)は2回の実績となっております。

(3)新規参入相談会への参加目標を2回としておりましたが、推進委員等が参加する機会がなかったため0回となっております。

3 点検・評価結果につきまして、農業委員会の点検・評価結果といたしましては、これらのことをふまえ、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなりました。また、推進委員等の点検・評価結果につきましては、先ほど御説明した資料2により目標に対し期待を大

幅に上回る結果が得られた方が1名、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が4名、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が11名、目標に対して期待を（やや）下回る結果となった方が10名となっております。

以上、資料2、資料3についての説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたけれども、説明の中でもありましたように、総会において最適化活動の点検・評価をすることとなっておりますので、委員さんからただいまの説明等におきまして、資料内容について御意見等がございましたら、お願いをいたします。

はい、〇〇委員。

9番委員

ちょっと、今期の在任期間が3か月ほど、4、5、6月、これもまた提出するんですかね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

任期中については、最適化活動を行っていただくこととなっておりますので、活動日誌につきましては、提出のほうをお願いいたします。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

議長

ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

そうしましたら、この件について、私のほうで事前に内容を確認させていただいております。

各委員、目標に向かって最適化活動を実施していただき、目標を達成できた方、できなかった方、それぞれいらっしゃいますけれども、なかなか一人ひとりに評価を下すというのは難しゅうございます。難しいと思っておりますので、資料3の一番右枠に評価結果が4項目載っておりますけれども、各項目について私のほうから総括的に意見を述べさせていただきます、御異議がなければその内容を意見とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、よろしゅうございますか。まず、目標に対して、大幅に上回る結果につきましては、今後も最適化活動の取組みをお願いいたします。次に、目標に対して、上回る結果につきましては、多くの方へ、最適化活動について知っていただくという取組みをお願いいたします。次に、目標に対して、期待どおりの結果ということにつきましては、さらなる、最適化活動の取組みをお願いします。最後に、目標に対して、下回る結果につきましては、目標の達成に向けた取組みをお願いします。

以上のような意見となりますけれども、これでよろしいですか。皆さんから、何か御意見がございましたらお願いをいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、先ほど4項目に該当するそれぞれの意見を総会で出た意見とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、この資料につきましては、そのような取り扱いをさせていただきたいと思えます。

ほかに、この件以外でもよろしゅうございますけれども、委員の皆様から何かございましたら。

はい、〇〇委員。

1 番委員

1 番〇〇です。この11名のメンバー、あと2か月ほどで任期が終了いたします。次期の農業委員さんについては、この農業委員会で誰々ばいっと、報告なりそういう形はありますか。

議長

はい、事務局、お願いをいたします。

事務局

推進委員さんにつきましては、農業委員会のほうで委嘱するとなっておりますので、先月の定例委員会のほうで議案として、皆さんのほうに承認をいただいたところでございますけれども、農業委員さんにつきましては、議会の承認を得てというところで本決まりという形になりますので、今度の6月市議会のほうに議案として提出する段階を今踏んでおるところでございますので、6月市議会が終わりましたところでの御報告になるかと考えております。

以上になります。

議長

よろしゅうございますかね。分かってはいるものの、なかなか発表が出来ないというところございますけれども、その辺で御理解のほどよろしく願いをいたします。

ほかにございましたら。

(発言する者なし)

よろしゅうございますかね。それでは、大体予定の分は終わりましたので、次でございますけど、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年6月20日(火)、午前9時30分より予定をしております。なお、基本的にはこの会議室でと思っておりますけど、来月は丁度市議会がっておりますので、この部屋は議会のほうで使用されますので、6月につきましては、3階大会議室1で開催をする予定としております。あとから事務局のほうで場所の案内がありますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____